

改 正 案	現 行
○香芝市子ども医療費助成条例 （定義） 第1条の2 この条例において「子ども」とは、出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 2 この条例において「乳幼児」とは、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 3 この条例において「就学児」とは、乳幼児以外の子どもをいう。 4 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>をいう。 （助成要件） 第2条 この条例により、医療費の助成を受けることができる者は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者である子ども又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者若しくは被扶養者である子どもを主として養育している者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）とし、この場合においての子どもは、<u>香芝市</u>の区域内に住所を有する者とする。	○香芝市子ども医療費助成条例 （定義） 第1条の2 この条例において「子ども」とは、出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 2 この条例において「乳幼児」とは、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 3 この条例において「就学児」とは、乳幼児以外の子どもをいう。 4 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び<u>社会保険診療報酬支払基金</u>をいう。 （助成要件） 第2条 この条例により、医療費の助成を受けることができる者は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者である子ども又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者若しくは被扶養者である子どもを主として養育している者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）とし、この場合においての子どもは、<u>本市</u>の区域内に住所を有する者とする。

香芝市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
○香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例 （定義） 第1条の2 この条例において「子ども」とは、出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 2 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び医療情報基盤・診療報酬審査支払機構をいう。	○香芝市ひとり親家庭等医療費助成条例 （定義） 第1条の2 この条例において「子ども」とは、出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 2 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金をいう。

香芝市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
○香芝市心身障害者（児）医療費助成条例 （定義） 第1条の2 この条例において「子ども」とは、1歳以上の者（1歳に達する日の属する月の翌月の初日以後の者をいう。次条第1号において同じ。）であって、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。 2 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>をいう。 （助成要件） 第2条 この条例により、医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）で、かつ、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。 （1） <u>香芝市</u>に居住する1歳以上の者 （2） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級若しくは2級である者又は奈良県の療育手帳（当該手帳の交付の申請をしている者が当該手帳と同様の他の都道府県等の手帳の交付を受けている場合は、奈良県から交付を受けるまでの間、当該他の都道府県等の手帳を奈良県の療育手帳とみなす。）の交付を	○香芝市心身障害者（児）医療費助成条例 （定義） 第1条の2 この条例において「子ども」とは、1歳以上の者（1歳に達する日の属する月の翌月の初日以後の者をいう。次条第1号において同じ。）であって、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。 2 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び<u>社会保険診療報酬支払基金</u>をいう。 （助成要件） 第2条 この条例により、医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）で、かつ、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。 （1） <u>本市</u>に居住する1歳以上の者 （2） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級若しくは2級である者又は奈良県の療育手帳（当該手帳の交付の申請をしている者が当該手帳と同様の他の都道府県等の手帳の交付を受けている場合は、奈良県から交付を受けるまでの間、当該他の都道府県等の手帳を奈良県の療育手帳とみなす。）の交付を

改 正 案	現 行
受けている者	受けている者